

○久喜市被災建築物応急危険度判定要綱

平成22年3月23日

告示第215号

(目的)

第1条 この告示は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生じる2次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、被災建築物の応急危険度を判定することに関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 判定 地震により被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる2次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による2次災害発生の危険度の判定、表示等を行うことをいう。
- (2) 判定士 判定の業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成7年12月15日制定）に基づき埼玉県知事の認定を受けたもの又は埼玉県以外の都道府県の知事が認めるものをいう。
- (3) コーディネーター 判定の実施に当たり、災害対策本部（久喜市災害対策本部条例（平成22年久喜市条例第187号）の規定に基づく久喜市災害対策本部をいう。）と判定士との連絡調整に当たる市職員及び判定の業務に精通した県内の建築関連団体等に属する者をいう。

(判定の実施)

第3条 市長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により2次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、必要な措置を講じるものとする。

(判定計画)

第4条 市長は、前条に規定する判定の実施に当たっては、判定士、コーディネーターその他市職員（以下これらを「応急危険度判定チーム」という。）の編成並びに判定の対象とする建築物等の計画を策定するものとする。

- 2 前項の計画には、あらかじめ地震の規模、被災建築物を推定し、判定を行うべき施設、区域及び判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

(判定の実施に関する県との連絡調整等)

第5条 市長は、判定の実施を決定したときは、速やかに埼玉県知事に連絡するものとする。

2 市長は、判定の実施決定に伴い、前条第1項に規定する判定計画の策定から、短期に判定を終了することが困難と判断されるときは、埼玉県知事に対して判定に関する支援を要請することができる。

3 市長は、埼玉県判定支援本部の長に対して現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議及び調整するものとする。

(判定の実施体制)

第6条 市長は、応急危険度判定チームを招集するための名簿をあらかじめ整備しておき、判定の実施時における応急危険度判定チームの速やかな確保に努めるものとする。

2 市長は、前項の規定を効果的に実施するために、埼玉県及び彩の国既存建築物地震対策協議会と協力して広報活動等を行い、判定に係る活動の周知に努めるものとする。

(コーディネーターの任命)

第7条 市長は、判定を実施するに当たり必要な者を、第2条第3号に規定するコーディネーターに任命することができる。

(判定の方法及び判定の結果の表示)

第8条 判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会で定める判定調査票に基づき実施するものとする。

2 判定を行った被災建築物については、判定の結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」又は「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

(応急危険度判定チームのための移動の確保等)

第9条 市長は、判定の実施決定後速やかに被災状況等を検討し、応急危険度判定チームの判定区域までの移動についての輸送手段を手配するものとする。

2 市長は、応急危険度判定チームの食料及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

(判定用資機材の調達等)

第10条 市長は、判定に必要な資機材の調達及び備蓄を行うものとする。

(判定における補償)

第11条 市長は、判定に民間の判定士等を従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の久喜市被災建築物応急危険度判定要綱（平成16年久喜市告示第45号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。